

資 料

触法精神障害者の処遇に関する概況

Overview of Treatment of the Criminally Insane

浦田泰成

Yasunari URATA

保健福祉学部コミュニティ福祉学科

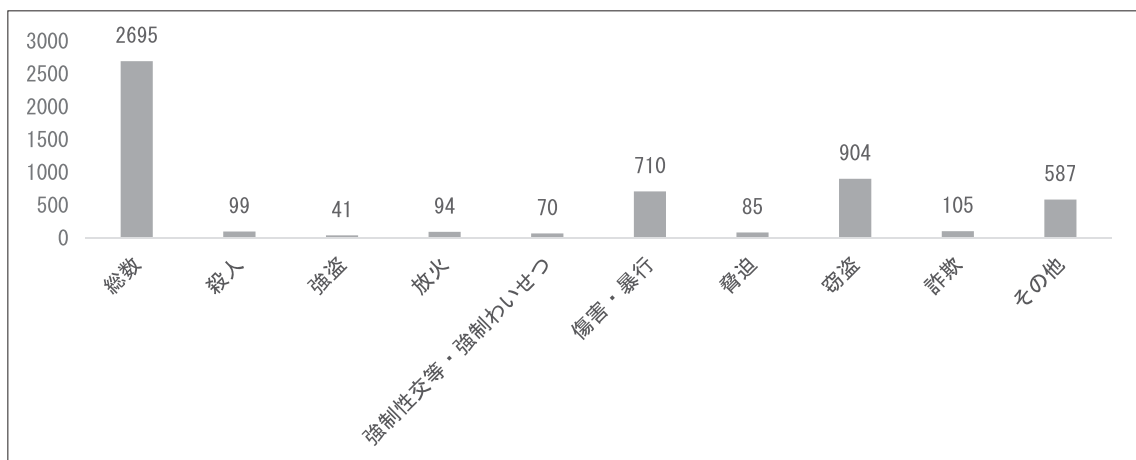
はじめに

平成 15 年、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「本法」という。）が成立した。本法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療ならびにその確保のために必要な観察および指導を行うことによって、その病状の改善およびこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。平成 17 年に全面施行され、心神喪失者等医療観察制度が、同年より運用されている。運用の開始に当たり、保護観察所には、精神保健福祉士やその他の精神障害者の保健および福祉に関する専門的知識を有する職員である社会復帰調整官が配置され、本法に基づく処遇に従事

している。また、本法対象者の入院または通院に係る審判では、精神保健福祉の観点から必要な意見を述べる者として、精神保健福祉士等が精神保健参与員に任命されている。上述のとおり、精神保健福祉士は、保健・医療・福祉領域に限らず、司法領域においても、その専門職性を活かしながら関与することが期待されている。社会的要請に対応できる有為な人材として、触法精神障害者の処遇に関する状況について把握しておく必要がある。本稿では、精神障害のある者による犯罪等の動向および心神喪失者等医療観察制度の運用に関する概況について紹介する。

精神障害者等の犯罪の動向

平成 30 年における精神障害者および精神障害の疑いのある者（以下「精神障害者等」という。）による刑法犯の検挙人員、および検挙人員総数に占める精神



資料：法務省、(2019)「犯罪白書令和元年版」¹⁾より作図

図 1 精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）

障害者等の割合を罪名別に示した(図1)。罪名別の検挙人員は、「窃盗」(904人)が最も多く、次いで「傷害・暴行」(710人)であった。また、検挙人員総数に占める精神障害者等の割合は1.3%であった。罪名別では、「放火」(17.5%)および「殺人」(11.8%)が高かった¹⁾。

刑事手続の状況

平成30年、検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分に付された被疑者(過失運転致死傷等および道交違反を除く。)は、453人であった²⁾。

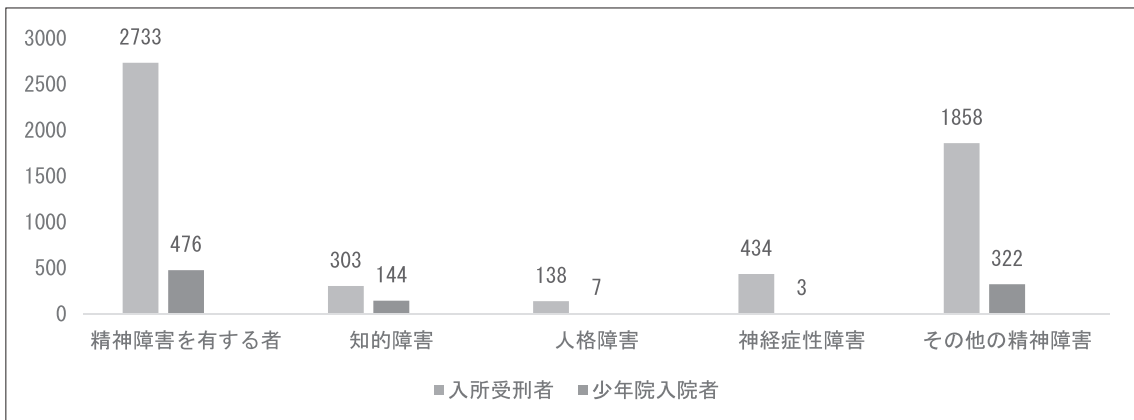
また、平成30年における入所受刑者および少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の人員と入所受刑者および少年院入院者の人員の総数に占める割合を精神障害の種別ごとに示した(図2)。精神障害を有すると診断された者の割合は、入所受刑者が15.0%、少年院入院者が22.6%となってお

り、平成元年(3.1%、3.6%)および平成15年(6.1%、4.8%)と比べて顕著な上昇がみられる³⁾。

心神喪失者等医療観察制度

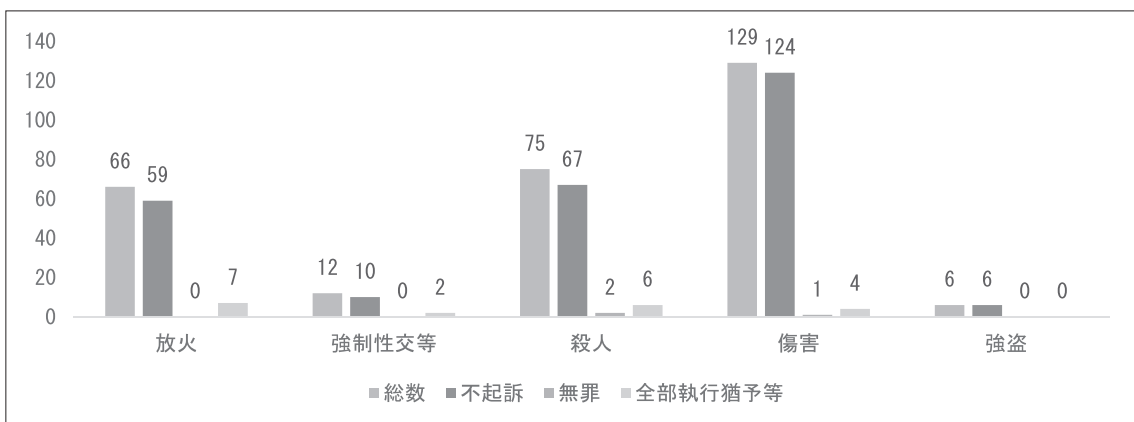
平成30年の検察官申立人員を対象行為別で見ると、傷害が129人(44.8%)と最も多く、次いで殺人75人(26.0%)、放火66人(22.9%)の順であった⁴⁾(図3)。また、同年の審判の終局処理人員をみると、入院決定が240人(74.5%)、通院決定が26人(8.1%)であった⁴⁾。

図4および図5は、平成17年以降の精神保健観察の開始件数・終結件数の推移である。平成30年の開始件数は257件であり、うち通院決定は25件、退院許可決定は232件であった。また、終結件数は266件であり、うち通院期間の満了は181件、医療を終了する決定は72件、(再)入院決定は5件であった⁵⁾。



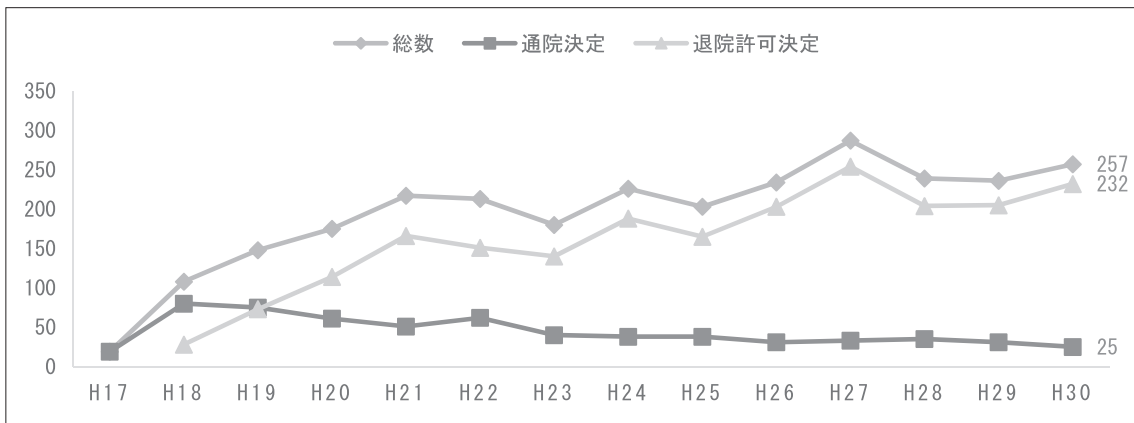
資料：法務省。(2019)「犯罪白書令和元年版」³⁾より作図

図2 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員



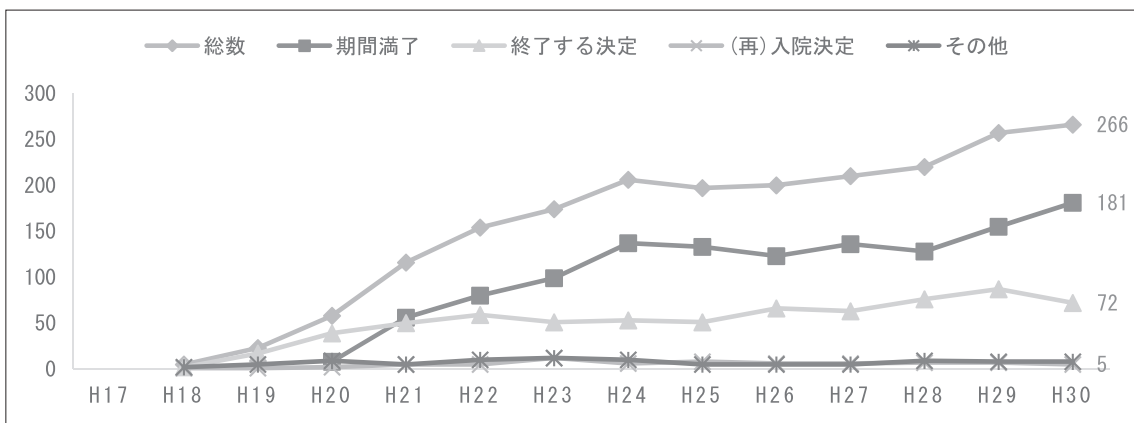
資料：法務省。(2019)「犯罪白書令和元年版」⁴⁾より作図

図3 検察官申立人員(対象行為別)



資料：法務省. (2019)「犯罪白書令和元年版」⁵⁾より作図

図4 精神保健観察の開始件数の推移



資料：法務省. (2019)「犯罪白書令和元年版」⁵⁾より作図

図5 精神保健観察の終結件数の推移⁶⁾

おわりに

近年、地域定着支援センターの設置や、刑事施設等への社会福祉士および精神保健福祉士の配置等、刑事司法と福祉領域の連携について、さまざまな取り組みが試行されている。このように、司法と福祉の連携が急速に深まる一方で、刑事司法機関と福祉機関との連携のあり方について、新たな課題や問題が提起されている。

精神保健福祉士の役割の拡大とともに、その活躍の場も、保健・医療・福祉から司法や教育、産業・労働等へと拡大している。司法領域において、精神保健福祉士には、犯罪者および犯罪被害者の生活支援や精神保健上の支援を行うことが求められている。しかし、現行の精神保健福祉士養成課程において、司法領域（また福祉との連携）に関して、十分な教育が行われているとは言い難い。前述の社会のニーズに応じた役

割を果たすことができるよう、2021（令和3）年度より導入予定の精神保健福祉士養成課程における教育内容では、社会福祉士養成課程との共通科目として、「刑事司法と福祉」が創設されることになっている⁶⁾。司法と福祉の連携の促進や、司法領域における対象者のニーズの把握および支援等に係る基礎知識を習得するとともに、演習や実習等を通じて、実践能力を涵養する必要がある。また、卒後教育で研修・研鑽することが重要である。

参考・引用文献

- 1) 法務省法務総合研究所編：犯罪白書令和元年版－平成の刑事政策－，昭和情報プロセス，351，2019.
- 2) 法務省法務総合研究所編：犯罪白書令和元年版－平成の刑事政策－，昭和情報プロセス，113，2019.
- 3) 法務省法務総合研究所編：犯罪白書令和元年版－平成の刑事政策－，昭和情報プロセス，352，2019.

- 4) 法務省法務総合研究所編：犯罪白書令和元年版－平成の刑事政策－，昭和情報プロセス，354-355，2019.
- 5) 法務省法務総合研究所編：犯罪白書令和元年版－平成の刑事政策－，昭和情報プロセス，357-358，2019.

- 6) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課：精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて，4，2019.